

○職員の退職勧奨に関する規則

〔平成 29 年 3 月 29 日〕  
規 則 第 2 号

改正 令和 3 年 3 月 2 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の新陳代謝を促進し、適正な人事管理と効率的な施設運営を図るため、退職勧奨について必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第 2 条 対象となる職員は、退職を勧奨する年度（以下「当該年度」という。）の 3 月 31 日において、年齢が 60 歳未満の者とする。

(勧奨の基準)

第 3 条 組合長が退職勧奨を行う場合の基準は、次の各号に掲げる場合によるものとする。

- (1) 人事の刷新を図るために、適正な人事管理を行う必要がある場合
- (2) 心身の故障により、職務執行に支障があると認める場合
- (3) その他、組合長が退職勧奨の必要があると認める場合

(勧奨の実施)

第 4 条 退職の勧奨は、当該年度の 8 月 31 日までに対象職員に対し退職勧奨通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

(退職願等の提出)

第 5 条 退職の勧奨を受けた職員は、当該勧奨を応諾する場合には退職願（様式第 2 号）を、応じない場合には退職勧奨不承諾書（様式第 3 号）を当該年度の 9 月 30 日までに組合長に提出しなければならない。

(退職日)

第 6 条 退職勧奨に応じた職員の退職日は、当該年度の 3 月 31 日とする。ただし、特別な事情があると組合長が認めた場合は、この限りでない。

(退職勧奨の記録)

第 7 条 組合長又はその委任を受けた者は、退職勧奨の記録（様式第 4 号）を作成し、5 年間保管しなければならない。

2 退職勧奨の記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間
- (3) 退職の日における所属、職名、給料月額及び年齢
- (4) 退職勧奨を行った年月日及びその理由

(5) 退職勧奨に対する職員の応諾の年月日

(6) その他参考となるべき事項

(退職手当)

第8条 退職勧奨により退職した者の退職手当は、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例(平成17年高知縣市町村総合事務組合条例第21号)の規定による。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月2日規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

退職勧奨通知書

第 号  
年 月 日

様

香南香美老人ホーム組合長

職員の退職勧奨に関する規則第4条の規定に基づき、退職の勧奨を行います。

つきましては、退職勧奨に応じる場合には退職願（様式第2号）を、応じない場合には退職勧奨不承諾書（様式第3号）を当該年度の9月30日までに提出してください。

様式第2号（第5条関係）

退 職 願

年 月 日

香南香美老人ホーム組合長 様

所属名

職 名

氏 名

印

私は、退職勧奨に応諾し、 年 月 日をもって退職したいので、退職願いを提出いたします。

様式第3号（第5条関係）

退職勧奨不承諾書

年 月 日

香南香美老人ホーム組合長 様

所属名

職 名

氏 名

印

私は、職員の退職勧奨に関する規則第4条の規定により退職の勧奨を受けましたが、退職勧奨には応じません。

様式第4号（第7条関係）

退職勸奨の記録

氏名	[男・女]	生年月日 (退職時満年齢)	年 月 日 ( 歳)
所属・職名		採用年月日	年 月 日
		退職年月日	年 月 日
給料月額	円 ( 職 級 号給)	勤続期間	年 月
退職勸奨年月日	年 月 日	職員の応諾年月日	年 月 日
退職勸奨の理由			
参考事項			
作成者の職氏名			④

※職員が提出した退職願の写しを添付すること。